

(公社) 埼玉県理学療法士会

御中



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

事務局 広報課(FAX 通信担当)

TEL: 03-5843-1747 FAX: 03-5843-1748

「訪問看護の人員配置基準」大幅な見送り案を厚労省が提示！！

訪看1－5と訪問リハの在り方を今後検討するべきと提案

審議報告(案)※抜粋

1. 看護体制強化加算を算定しているステーションに限り、看護職員の割合を6割以上とする(2年の経過措置期間)。
2. 今後、訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所が行うリハビリテーションについて、それぞれの役割に応じたサービス提供の在り方を検討するべき。
3. 今後、看護職員の確保の強化策について検討するべき。

令和3年度介護報酬改定に向けた議論において、訪問看護事業所の看護職員の配置割合を一律6割以上とすることが示されたことを受けて、本会と日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会の3協会は、ガバナンスの形成等を行い、各医療関係団体と協力をしていくことを前提に、柔軟な制度改正を行うことを求める声明文を発出しました。

11月20日から12月6日にかけて、訪問看護ステーションにおける人員配置基準の新設に関する緊急署名活動を実施し、多くの皆様のご協力を受けて、約19万筆の署名をいただき、田村厚生労働大臣に署名と要望書を提出しました。

12月9日に開催された介護給付費分科会では「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(案)」が示され、看護体制強化加算を算定しているステーションに限り、看護職員の人員配置割合を6割以上(2年の経過措置期間)とし、その他の事業所の人員配置割合は見送る案が厚労省から示されました(審議報告案P18)。これにより、当初懸念されていた約8万人の利用者への影響は、約2,800人への影響に縮小されます。

また、今後の課題として、「訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所が行うリハビリテーションについて、実態調査等を行い、それぞれの役割に応じたサービス提供の在り方や看護職員の確保の強化策について、検討していくべきである。」と提案され、次期改定で検討する案が示されました(審議報告案P57)。

なお、委員からの反対意見は特に出されませんでした。審議報告は次回検討会で取りまとめが行われる予定です。

※審議報告およびその他介護給付費分科会の資料は厚生労働省ホームページよりご覧いただけます。

(会員の皆様へ)

FAX番号・代表者名・施設名等の変更は施設代表者のマイページよりお手続きください。

間違いFAXがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。